

## 第2回(仮称)大和市文化芸術振興条例検討会議 会議録

1. 日時 平成21年8月4日(火)午前10時00分～午前11時55分
2. 場所 大和市役所 会議室棟2階 201会議室
3. 出席状況 (1) 委員7名(今井委員、大久保委員、藏委員、高田委員、伏見委員、三好委員、山口委員)  
(2) 事務局4名(文化スポーツ部長、文化振興課長ほか2名)  
(3) 傍聴0名

### 4. 審議又は検討経過及び結果

#### (1) 開会

#### (2) 会長あいさつ

#### (3) 市民意見公募(パブリックコメント)の結果について(資料1)

- ・事務局から説明。
- ・委員から質疑

委員：感想としては、我々は市の事に関して知らないことが多い。そのために、文化に関する意見を求めていくと、いろいろな意見が出てきているのだと思う。

委員：大和市ならではの条例を作るために、「多文化共生」などの項目を骨子案に挙げているのに、この項目に関して意見が無いのは意外と感じた。この部分は非常に大事なことだと思うが、意見が無いとなると、これから進めていくにあたり、どこから市民意見の反映を考えていけばいいのか。

事務局：パブリックコメントを実施する場合には、例えば、ごみの条例(廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例)や路上喫煙の防止に関する条例など、市民生活に直接影響のあるものについては、具体的な意見が出やすいが、市の意思を示すなど割と大きな範疇の条例などについては、中々意見が出にくい傾向はあると思う。そのため、このような第三者機関の検討会議において条例の趣旨をきちんと理解していただいたうえで意見をいただく必要があり、また、議会などでも議論いただくことが必要であると考えている。

委員：今回の条例は基本的な理念を定めるものだが、究極は人間を豊かにするものだと思う。そのためには、大和の芸術文化をどのように考えて、施設整備をどうするのかについての意見も少しは聞いてみたい思いはある。前回の会議資料にあったアンケート結果をみると、文化芸術から連想するものは「美術・絵画・写真」が非常に多く、文化芸術を振興するためには「より多くの市民が文化・芸術に触れ合える機会を創出する」ことが最も多い意見を集めていた。さらには、小中学生に対する文化芸術振興に力を入れるべき、ということが市民意見として大きく出ている。一方で、芸術文化ホールに関する提言書では、舞台があって観客席があるという劇場型のホールに特化している印象だが、先ほどの市民のニーズを考えると、ギャラリーが必要なのではないかと思う。他都市では、海老名市は素晴らしい市民ギャラリーを持っている。藤沢市も駅近くのルミネ6階に立派なギャラリーがあるし、相模原市にもある。また、厚木市や座間市、県民ホールなどはホールとの併設型のギャラリーがある。どのような構想をもって、計画づくりを進めていくかの議論も必要ではないかと思う。

委員：今の意見も大事ではあるが、まずは基本的な理念をしっかりと定めて、この骨子案を揺らぎ無いものとして打ち出さないといけないと思う。

会長：理念をもとにさらに踏み込んだ意見については基本計画づくりに反映していくことで、よろしいか。

委員：理念についての反対は無いと思う。

委員：今後、パブコメの公開の際には、子どものための施策や多文化共生のための施策推進については、「意見なし」として公開されるのか。

事務局：「意見なし」としたのは、今日の会議の資料として明記したものであり、パブコメの結果を公開する際は、意見があった項目についてのみ提示していくので、「意見なし」という表現は出ない。

会長：パブリックコメントに関する市の考え方は、この資料のとおりでよろしいか。

委員一同：異議なし。

#### (4) 条例素案の検討について(資料2、2-2)

・事務局から説明。

・委員から質疑

##### 基本理念について

会長：事務局案では、文化を享受する権利があることの明記を提案されているが、いかがか。

委員：文化権とは何か。

会長：人は等しく誰でも文化芸術を創造したり、享受することが保障されていることである。我々大人は、自分の意思で文化を享受することができるが、子どもは自ら進んで文化を体験することは難しい。そこで、子どもに対しても文化を享受できる環境が非常に大切なので、周りの大人が積極的に環境づくりを進めていくことが必要だと思う。

事務局：文化芸術振興基本法では、基本理念として「文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生れながらの権利であることにかんがみ」と提起し、だからこそ、環境を整備しなければならないとしている。つまり、文化や芸術を創造したり享受したりすることは、人が生れながらに持っている権利である、ということを示している、だから自由に創造活動ができたり、自由に鑑賞活動ができるのであり、それは当然の権利であるという考えを表している。

委員：市として条例を定めるならば、その文化権を認識していることを示した方がいいと思う。

会長：表現は事務局に任せるが、しかるべき部分に「文化権」を盛り込むことでよいか。

委員一同：異議なし。

会長：「2 基本理念」の にある「伝統的な文化芸術の継承」という表現についてはどうか。

委員：「伝統的な」というとやはり古典をイメージしてしまうので、「先人が守り育ててきた」という表現が入った方が、一般市民にとってはわかりやすいのではと思う。

委員：「伝統的な文化芸術の継承」とは少し重いような気がする。「伝承的な文化芸術を尊重する」という程度でいいのではと思う。全体的に固くなく、わかりやすい表現がいいと思う。

事務局：なるべく平易な言い方を検討してみる。

委員：インターネットで他都市を調べたら、伝統文化について、渋谷区では「地域に根ざした伝統文化の継承」というように「地域に根ざした」という表現を使っている。また、港区では「すべての区民が、年齢、障害の有無、国籍等にかかわらず、等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができる環境の整備が図られなければならない。」とある。長くなるが、このような表現の方がわかりやすいと思う。

##### 市民の役割について

委員：「文化芸術の創造及び発信」とあるが、「継承」も入れるべきと思う。

会長：子どものための施策推進を進めるならば、次世代への継承という意味も含めた表現がいいのではと思う。

## 市の役割について

委員：に、「文化芸術の創造」とあるが、「発展」も入れてもらいたい。

委員：で、「文化芸術に触れ」とか「創造」とあるが、何か創造しなければならない、とか、発展しなければならない、ということだけでなく、文化に浸る楽しさや文化に触れる喜び、のような視点があるといいと思う。

事務局：やはり、文化芸術に触れたり、創造に関わるというような固い表現ではなく、文化の香る空気の中に居られるような、もう少しやわらかい表現を検討してみる。

## 子どものための施策推進について

委員：やはり家庭があつての子どもという位置づけが必要に思う。子どもを育てるうえで家庭環境づくりは重要である。子どもだけを切り離して考えるのではなく、大人の文化に対する意識付けが必要と思う。

委員：大人が子どもと一緒に音楽会や美術館に出かけることなども大切である。

会長：先ほどの「文化権」に近い考えと思う。子どもだけでは文化を享受しにくいから、大人が環境づくりをする必要があるのだろう。しかし、「子どものための施策推進」というと、市が子どもだけに何かを進めるような受け取り方が考えられなくもない。やはり、大人全体も含めて文化の地ならしをする必要があるのだという表現ができないものか。

委員：「市は、市民とともに次代を担う・・・」というように「市民とともに」を入れるだけでもかなり違うのではないか。やはり地域の大人全体が関わることが大事だと思う。

委員：地域で子どもを育てていくことは非常に大事である。地域で文化の土壌づくりが進められたらと思う。

委員：「子どものための施策推進」は、小学校や中学校をターゲットにしていると思う。家庭よりも学校が重要なのだと思う。現在は、一般市民の文化活動と学校との接点が無いので、子どもの頃から文化に親しんでもらうために、子どもたちとの接点を少し広げることが重要だと考えている。

会長：子どもが文化芸術に親しむのは大切だが、学校の中だけで完結させるのは難しいと思う。絵は好きだが音楽は苦手という子どもは、アフタースクールであれば好きな絵を追及することができるのに、学校に限ってしまうと、それが出来なくなってしまう。あまり学校にこだわらず、社会の中で捉えていく方がいいのではないか。表現としては「関係機関」の方がいいように思う。

委員：骨子案のように「豊かな人間性を育み、文化芸術に対する理解を深める」ことはとても難しいことなので、「文化芸術に触れ合い、親しむための施策を推進する」とすれば、もう少しいろいろな展開につながると思う。

会長：さらには「いろいろな場面で触れ合い・・・」としてもいいかもしれない。

委員：小学校でボランティア講座の案内を行った。お知らせを生徒に持ち帰ってもらったが、その講座を受けるか受けないかの判断には親の影響力が非常に大きいと思う。それゆえ子どもを取り巻く家庭環境は大事であると感じる。

会長：家庭や地域社会との協力の意味が込められるといいということか。日常の大人の暮らしに近いところで子どもを育てていくという意味が読み取れる表現ができるといい。また、通常「子ども」というと概ね18歳ぐらいまでを指すと思うが、この表現でよろしいか。

委員一同：異議なし。

委員：条例は短い表現の方がいいのか。

事務局：なるべく短くわかり易い条例が一番いいのだと思う。「5 子どものための施策推進」としては、「2 基本理念」の に、「市民と市は協力・連携する」とあるが、特に子どもに関して

いうと、親にアプローチしたり、先ほど話に出たように市民の側から学校にアプローチして子どもに文化芸術を伝えていく、というのがありますが、このままの条文では市だけが推進するように読めてしまうので、そうではなく、市と連携した市民の側からもアプローチする意味を入れるように、さらに平易な表現にできるように検討してみる。

#### 多文化共生のための施策推進について

委員：この項目を入れたのは、大和市に外国人が非常に多いからなのか。

事務局：大和市には国際化協会があり、施策としても多文化共生を進めているが、この多文化共生とは、自国の文化を押し付けるのではなく、相手の国の文化のことも理解した上で、一緒に市民として暮らしていく考えである。なぜこの項目を加えたかということ、1つには大和市に外国人の市民が多いためである。大和市のような都市部で外国人が多いのは一つの特徴と思う。背景には厚木基地があることと、歴史的には20年ほど前の南林間に、ベトナム戦争で難民になった方を受け入れる定住促進センターがあったこと。これは国内にあった3施設の内の1施設であるが、このような外国人を受け入れる土壌が大和市にはあったということも背景の1つと考えられる。骨子案の他の項目とは少し異質に思えるかもしれないが、大和らしさを盛り込んでいくうえでは特徴的なものと考えている。

委員：文化芸術の意識を高めるためには、国際交流は非常に大事なことと思うが、文化を認め合うのは難しいものでもある。特に異文化に対しては理解するのはかなり難しい。そこで、「認め合う」よりも「知り合う」の方が自然ではないかなと思う。また「共生」だけでなく「交流」も追加した方がいい。

委員：いちょう団地などには外国人が多く、夜中に騒ぐ人もいる。でも、それが文化だと言われると認め合うのは難しいと思う。文化には宗教も絡んでくるのでなお難しい。

会長：文言については少し検討を加えるとして、細かい部分は基本計画において進めていくことにする。

#### 高齢者について

委員：高齢者に関する意見については、高齢者に限らず、市民全体で捉えた方がいいと思う。

委員：基本条例として考えると、高齢者に限るのはおかしいと思う。

会長：高齢者について捉えていくと、では障害者はどうなのか、と広がってってしまう。「市民」の中に高齢者も含んでいるという考えでよろしいか。

委員一同：異議なし。

#### 顕彰制度について

会長：事務局から提案の「顕彰制度」についてはどうか。

委員：条文に入れた方がいいと思う。

会長：賞の考え方としては既に有名な活動家にはではなく、実際に市内で条例の理念を理解し活動している方を表彰していくことでよろしいか。

委員一同：異議なし。

会長：条文については事務局から次回提示していただく。

#### その他

委員：最近どこでも盆踊り大会で炭坑節がかかる。すると誰でも踊れる。子どもの頃から体にインプットされているようだ。日本各地に広まった炭坑節は、どこでも好きな人が踊って輪ができる。こういうものが伝統文化なのだろうと思う。大和市にも探せばあるのではないか。

- 委員：炭鉱は日本の基幹産業だった。経済発展につながっていると思う。
- 委員：大和の目玉になるものが欲しい。
- 委員：大和音頭もある。
- 会長：文化芸術だから高尚なものとは限らず、実は自分たちの身の回りにあったりするのだということを見つけられると、それが特色として基本計画に盛り込めるのではないかと思うので、事務局は留意しておいてもらいたい。
- 委員：先日の市議会で国際交流のために、韓国との姉妹都市交流の促進が決まったが、先ほどの顕彰制度も含めて、国際交流を積極的に進めてもらいたい。そのために、文化芸術基金の設立を謳ってもらいたいと思う。さらには、文化芸術の拠点づくりについては、大和市単独ではなく、県央地区の他市と協力してエリアで考えていくことが大事だと思う。また、企業の協力をどのように取り込んでいくかなど、基本計画の策定の際にきちんと検討してもらいたい。ノルウェーのムンク美術館には出光興産が寄付している。企業にとって宣伝効果が得られれば、進んで費用を負担してくれる。大和市だけでなく地域で進めていくことに参画する企業も出てくると思う。
- 委員：横須賀の観音崎にある美術館は、当初市民も議会も反対だった。でも出来上がった今、あちこちの小中学生が見に来ている。やれば出来ると思う。
- 委員：年に10人ぐらい、アジアや姉妹都市交流をする韓国でもいいが、文化芸術交流として派遣すると、やがて大和の顔になると思う。文化芸術の意識啓発として非常に役立つと思う。
- 委員：今後のスケジュールはどうなるのか。
- 事務局：条例に関しては、この会議で9月中にまとめていただき、その後、条例のルールに沿うように庁内で修正をさせていただいて、12月議会に上程する。予定では12月議会で議決されると即施行となる。また、年末ぐらいから基本計画づくりに着手し始めて、来年度中の策定を目指す。計画については、どこまで市民の意見を入れていくかに力を割くことで大分期間は違ってくる。審議会だけでつくるか、あるいは、実際に活動をされている方々に広く意見を聴くか、又はアンケートで一週間に聞いてしまうか、いろいろと手法があるが、可能であれば1年間じっくり時間をかけて検討していきたいと考えている。基本計画の中では懸案の芸術文化ホールの方向性もある程度出していく必要があると思う。他の項目としては、子どもや多文化共生、さらには顕彰に絡めて芸術家の育成などを盛り込んでいく。施設整備については、財政状況がますます厳しくなっている中で、施策のアンケートなどによると、やはり福祉政策や安全、環境分野などを優先する声が多い。
- 委員：健康都市宣言との関わりを基本理念に謳うといいのではないか。
- 事務局：基本計画の元になる市の総合計画の目標が健康創造都市であり、基本目標にも文化芸術の振興につながるものがあるので、基本計画づくりの際は当然関連付けていくことになる。

#### (5) その他(資料3)

- ・事務局から説明。
- ・第3回の検討会議の日程は、再度日程調整の結果、8月26日(水)9時30分から決まった。

#### (6) 閉会